

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から同年12月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

年金記録を確認すると、申立期間①及び②の期間が未納となっていた。

しかし、私が持っている国民年金手帳では、申立期間②(昭和40年度)の国民年金保険料納付が記録されている。また、申立期間①及び②の期間は、姉が国民年金保険料を払ってくれていたはずであるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、申立人自身が保持する国民年金手帳において、保険料の納付が記録されている。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付は亡くなった実姉が行っていて申立人は関与していないため国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 341

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和50年9月に国民年金の任意加入手続をA市町村役場で行い、それ以降、金融機関において国民年金保険料を納付してきました。
納付書が来るたびに金融機関で保険料を納付していたので、未納にするはずがありません。
以上のように保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和51年度の保険料を昭和51年4月に前納していることから、申立期間の保険料を納付していないとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

昭和43年4月に会社を辞めて自営業を始めたので、国民年金に加入することとし、A市町村役場で加入した。保険料の納付については妻に任せていたが、申立期間当時住んでいたA市町村では、集金人が自宅まで夫婦二人分の保険料を集金に来てくれて、カードのようなものに印を押していたと聞いている。

その後、昭和48年4月にA市町村からB市町村に転居することになり、A市町村役場で種々の転出手続を行ったが、国民年金については、年金手帳はすぐには渡せないと言われた。しかし、転出先のB市町村では、年金手帳を早く持って来てほしいと言われたため、何度かA市町村役場に通ったが、結局、A市町村では年金手帳をもらえず、B市町村で夫婦二人とも新しい年金手帳を受けることになった。その手帳は、B市町村でも集金人に保険料を納付している間は市町村役場の預かりとなっていたが、数年後に、夫婦二人分の手帳を受け取った。受け取った手帳には、資格取得日がA市町村で国民年金に加入した昭和43年4月と記載されていたので、B市町村とA市町村で伝達処理されたものだと思っていた。

しかし、年金記録を照会したところ、A市町村での納付記録が夫婦二人ともまったく無かった。A市町村に住んでいたころは、独立して間もないころであり、将来のために国民年金に加入し、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を欠かさず納付していたはずであり、当該期間が未納とされているのは納得できないので、夫婦共々記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和48年4月にA市町村からB市町村へ転出した際、滞りなく国民年金の手続を行い、以来60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、昭和 43 年 4 月に国民年金に加入した経緯及び集金人への保険料の納付状況や、B 市町村に転出する際の国民年金の手続についての A 市町村役場や B 市町村役場でのやりとりなど、保険料納付を行っていたとする申立人の妻の記憶は具体的であり、申立内容に不合理な点も見られない。

さらに、A 市町村役場に照会した結果、申立期間当時、A 市町村では地区の集金人に国民年金保険料の徴収業務を委託しており、委託された集金人が定期的に戸別訪問し、集金した保険料を市町村役場の窓口に入納していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

夫が会社を辞め独立することになっていた昭和43年3月ごろ、A市町村の職員が国民年金の加入勧奨に訪問して来たので、その場で加入手続をし、同年4月から夫も国民年金に加入したので、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間当時住んでいたA市町村では、集金人が自宅まで夫婦二人分の保険料を集金に来てくれて、カードのようなものに印を押してくれていた。

その後、昭和48年4月にA市町村からB市町村に転居することになり、A市町村役場で種々の転出手続を行ったが、国民年金については、年金手帳はすぐには渡せないと言われた。しかし、転出先のB市町村では、年金手帳を早く持って来てほしいと言われたため、何度かA市町村役場に通ったが、結局、A市町村では年金手帳をもらえず、B市町村で夫婦二人とも新しい手帳の交付を受けることになった。その手帳は、B市町村でも集金人に保険料を納付している間は市町村役場の預かりとなっていたが、数年後に夫婦二人分の手帳を受け取った。受け取った手帳には、資格取得日がA市町村で国民年金に加入した昭和43年4月と記載されていたので、B市町村とA市町村の間で伝達処理されたものと思っていた。

しかし、年金記録を照会したところ、A市町村での納付記録が夫婦二人ともまったく無かった。A市町村に住んでいたころは、独立して間もないころであり、将来のために国民年金に加入し、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を欠かさず納付していたはずであり、当該期間が未納とされているのは納得できないので、夫婦共々記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月にA市町村からB市町村へ転出した際、滞りなく国民年金の手続を行い、以来60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間当時、A市町村役場職員の勸奨を受けて、昭和43年3月に国民年金に加入した経緯及び集金人への保険料の納付状況や、B市町村に転出する際の国民年金の手続についてのA市町村役場やB市町村役場でのやりとりなど、保険料納付を行っていたとする申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不合理な点も見られない。

さらに、A市町村役場に照会した結果、申立期間当時、A市町村では地区の集金人に国民年金保険料の徴収業務を委託しており、委託された集金人が定期的に戸別訪問し、集金した保険料を市町村役場の窓口に入納していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月28日から同年7月1日まで
年金特別便が来たので調べたところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が漏れていた。

私は、昭和58年6月28日から同事業所に2か月間勤務しており、手元の給与支払明細書においても、同年7月及び8月の給与からそれぞれ厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書及び出勤表により、申立人が申立ての事業所に昭和58年6月28日から勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和58年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年6月1日まで

昭和44年4月1日に入社し、2か月間の研修後転勤になりました。A事業所が被保険者資格喪失届に資格喪失年月日を同年6月1日とすべきところ、同年5月31日として提出したため、同年5月の1か月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所が人事記録等に基づいて作成した年金記録に関する事情書によると、「申立人は、昭和44年4月1日に入社し、49年8月31日に退職するまで全期間就労し、賃金を支払っていた。44年6月1日の転勤に伴い、資格喪失年月日を同日とすべきところ同年5月31日として届書を提出した」とされており、申立人の雇用保険の加入記録とも一致していることから、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所に保存されている資格喪失届により、事業主が申立人の資格喪失日を昭和44年5月31日として誤って届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月20日から40年3月26日まで
② 昭和41年4月1日から42年2月16日まで
③ 昭和42年4月25日から43年10月10日まで

私は、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間については脱退手当金支給済みの記録を訂正し被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の支給に係る希望金融機関名には、申立人の当時の住所地近くの郵便局名が記載されている。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 44.11.11」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金には支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、全事業所とも同一番号で管理されており、脱退手当金裁定請求書にはこれらの事業所が漏れなく記載されている。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和 53 年 11 月に会社の車を運転中に交通事故に遭い、保険会社から休業補償を受給し、57 年 8 月から 59 年 11 月(示談成立時)まで、会社負担分を含めた厚生年金保険料を、毎月、会社へ持参していた。

また、A 社会保険事務所 B 支所の職員にも会社が発行した領収書を確認してもらっている。

以上のような状況であるので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 8 月から 59 年 11 月(示談成立時)まで、会社負担分を含めた厚生年金保険料を、毎月、会社へ持参しており、A 社会保険事務所 B 支所の職員にも会社が発行した領収書を確認してもらっている。」と主張しているが、C 社会保険事務局は、当委員会からの照会に対し、「当時の職員は、申立人が領収書を持参したことは記憶しているものの、持参した時期、内容等に関しての記憶が無い。」と回答している。

また、申立てに係る事業所は申立期間当時の関係書類を保管していないため申立内容を確認することができない上、当時の代表者や会計担当者の供述を得ることもできず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 57 年 8 月 31 日に雇用保険被保険者資格を喪失しているほか、同年 9 月 1 日から国民健康保険に加入している。

以上の状況から、申立人が申立期間に係る会社負担分を含めた厚生年金保険料を、毎月、会社へ持参していたものと主張する事実を推認することは、困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月1日から44年1月6日まで
② 昭和44年3月26日から同年8月1日まで
③ 昭和44年12月31日から45年3月1日まで

A事業所を昭和43年7月に退職し、同年8月1日からB事業所へ勤務している。トレーラーの運転手の募集があり、紹介してもらって勤務した。勤務内容は現場の手伝いやトラックの運転をしていた。B事業所を退職したのは45年2月28日でそれまでは継続して同事業所に勤務していたので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、申立てに係る事業所の申立期間の被保険者整理番号に欠番は見られず、申立人の氏名も確認できない。

また、申立人は昭和43年8月1日から当該事業所に勤務したと主張しているが、申立人は入社した翌年の正月に労務担当者が社会保険事務所へ手続きを行ったことを記憶しており、同僚の給料明細においても、入社直後の最初の6か月は厚生年金保険料が控除されていない状況が見られる。

申立期間②及び③については、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る2回の健康保険証返納記録（昭和44年4月2日及び45年1月19日）が確認できることから、事業主が社会保険事務所に対し2回、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したことがうかがえる。

また、当該事業所において申立人と同じように一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再度取得している者が他に11名存在する。

そのほか、申立期間①、②及び③について、当該事業所は申立期間における関連資料を保管しておらず、現在連絡のとれる当時の同僚からも申立期間にお

ける申立人の保険料控除に関する有力な供述は得られない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。